

## 仕様書

### 1 件名

元・学校理科算数数学備品購入

### 2 製品仕様

- (1) 指定品については、添付積算調書のとおり。
- (2) 添付精算調書に記載する「型式／規格」および「カタログ会社名」、「カタログ名」は必ずしも一致する必要はない。同一品であれば、指定品であると取り扱い、納入することができる。
- (3) 納入する備品については、同等品の納品でも可能とするが、指定品以外を納入する場合は、品質、規格等において同等以上のものとし、入札前に市教育委員会と協議すること。

### 3 納品場所

神栖市知手 2 番地 2	神栖市立軽野小学校
神栖市奥野谷 5746 番地 2	神栖市立軽野東小学校
神栖市土合本町四丁目 9809 番地 2	神栖市立植松小学校
神栖市柳川中央一丁目 9 番地 10	神栖市立柳川小学校
神栖市知手 100 番地 3	神栖市立神栖第一中学校
神栖市平泉東一丁目 60 番地 1	神栖市立神栖第二中学校
神栖市知手中央七丁目 1 番 17 号	神栖市立神栖第三中学校
神栖市大野原中央二丁目 8 番 46 号	神栖市立神栖第四中学校
神栖市波崎 7070 番地	神栖市立波崎第一中学校
神栖市矢田部 3120 番地	神栖市立波崎第二中学校
神栖市須田 2340 番地 1	神栖市立波崎第三中学校
神栖市土合北一丁目 8 番 10 号	神栖市立波崎第四中学校

#### 4 納入期限

契約締結の翌日から 60 日までに請負者が責任をもって納入場所へ搬入するものとする。

#### 5 検収

納入時において、納品物の機能、品質等に不具合がないことを確認することをもって検収にかえる。

#### 6 守秘義務

- (1) 受託者は、本事業の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、市の許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- (2) 受託者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) (2) の規定については、本事業を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- (4) 本業務のため市から提供された情報等については、業務完了後、速やかに市に返還するか、市の指示に従い処理するものとする。
- (5) 本事業の一部を第三者に委託して実施させる場合は、当該者は受託者と同様の秘密保持義務を負うものとする。
- (6) その他、神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例等関係法令を遵守すること。

#### 7 特記事項

- (1) 見積金額には、納入に関する送料・設置費を含むものとする。
- (2) 納入日については、事前に市教育委員会と納入先施設と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 納入に際しては、納入年月日、品名、メーカー名、型式等名、数量、単価を記載した備品納入報告書を作成し、納入先の学校及び市へ紙及び電子媒体で提出すること。また、納品される備品の写真も市に提出すること。なお、写真については、電子媒体のみの提出も可とする。
- (4) 本仕様書に記載の無い事項は、市教育委員会と協議のうえ決定すること。